

令和7年4月吉日

お客様各位

兵庫信用金庫

一般当座勘定規定およびひょうしんキャッシュカード規定（個人用・法人用）の改定について

令和7年6月2日より、一般当座勘定規定、ひょうしんキャッシュカード規定（個人用）、ひょうしんキャッシュカード規定（法人用）を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりご契約いただいているお客様にも適用されます。

1. 一般当座勘定規定
2. ひょうしんキャッシュカード規定（個人用）
3. ひょうしんキャッシュカード規定（法人用）

一般当座勘定規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	第7条（手形・小切手の支払等）	<p>第7条（手形・小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります</p> <p>（3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p>① <u>届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>② <u>小切手を使用する方法。</u></p> <p><u>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p><u>←（追加）</u></p>
2	第12条（手数料等の引落とし）	<p>（1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p>	<p>（1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手</u>によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p>
3	第16条（印鑑照合等）	<p>（1）手形、<u>小切手、払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、<u>小切手、払戻請求書、</u>諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>（1）手形、<u>小切手</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、<u>小切手、</u>諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

ひょうしんキャッシュカード規定（個人用） 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	1.（カードの利用）	<p><u>当座預金について発行したキャッシュカード</u>、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したひょうしんキャッシュカードおよび、貯蓄預金について発行したチョコクカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して<u>当座預金</u>、普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合</p> <p><u>ただし、当座預金のカードについては、当金庫預金機のみ</u> <u>の取扱いとします。</u></p> <p>(2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合</p> <p><u>ただし、当座預金のカードについては、当金庫支払機のみ</u> <u>の取扱いとします。</u></p> <p>(3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以</p>	<p><u>(追加)</u> 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したひょうしんキャッシュカードおよび、貯蓄預金について発行したチョコクカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して<u>(追加)</u> 普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合</p> <p><u>← (追加)</u></p> <p>(2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合</p> <p><u>← (追加)</u></p> <p>(3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以</p>

No.	項目	新	旧
		<p>下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p><u>ただし、当座預金のカードについては、当金庫振込機のみ</u> <u>の取扱いとします。</u></p>	<p>下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p><u>← (追加)</u></p>
2	2. (預金機による預金の預入れ)	<p>～ (中略) ～</p> <p>(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣<u>および硬貨</u>に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。</p>	<p>～ (中略) ～</p> <p>(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣 <u>(追加)</u>に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。</p>
3	3. (支払機による預金の払戻し)	<p>(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカード (または通帳) を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、<u>当座小切手の振出し</u>、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p>(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカード (または通帳) を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、<u>(追加)</u> 通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>
4	4. (振込機による振込)	<p>(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、<u>当座小切手の振出し</u>、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p>(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、<u>(追加)</u> 通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>
5	5. (自動機利用手数料等)	<p>～ (中略) ～</p> <p>(4) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、<u>当座小切手の振出し</u>、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携</p>	<p>～ (中略) ～</p> <p>(4) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、<u>(追加)</u> 通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用</p>

No.	項目	新	旧
		<p>先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。</p> <p>(5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、<u>当座小切手の振出し</u>、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。</p>	<p>手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。</p> <p>(5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、<u>(追加)</u>通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。</p>
6	14. (解約、カードの利用停止等)	<p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫<u>当座勘定規定</u>、普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</p>	<p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫 <u>(追加)</u> 普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</p>
7	16. (規定の適用)	<p>この規定に定めのない事項については、当金庫<u>当座勘定規定</u>、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。</p>	<p>この規定に定めのない事項については、当金庫 <u>(追加)</u> 普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。</p>

ひょうしんキャッシュカード規定（法人用） 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	1.（カードの利用）	<p><u>当座預金について発行したキャッシュカード</u>、普通預金について発行したひょうしんキャッシュカード（以下<u>これらを</u>「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>（1）当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して<u>当座預金、普通預金（以下これらを「預金」といいます。）</u>に預入れをする場合 <u>ただし、当座預金のカードについては、当金庫預金機のみ</u> <u>の取扱いとします。</u></p> <p>（2）当金庫および提携金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合 <u>ただし、当座預金のカードについては、当金庫支払機のみ</u> <u>の取扱いとします。</u></p> <p>（3）当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 <u>ただし、当座預金のカードについては、当金庫振込機のみ</u> <u>の取扱いとします。</u></p>	<p><u>（追加）</u> 普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したひょうしんキャッシュカード（以下<u>（追加）</u>「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>（1）当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して<u>預金</u>に預入れをする場合 <u>←（追加）</u></p> <p>（2）当金庫および提携金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合 <u>←（追加）</u></p> <p>（3）当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 <u>←（追加）</u></p>
2	3.（支払機による預金の払戻し）	<p>（1）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（または通帳）を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、<u>当座小切手の振出し</u>、通帳および払戻</p>	<p>（1）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（または通帳）を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、<u>（追加）</u>通帳および払戻請求書の提出は必要あ</p>

No.	項目	新	旧
		請求書の提出は必要ありません。	りません。
3	4. (振込機による振込)	(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、 <u>当座小切手の振出し</u> 、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、 <u>(追加)</u> 通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
4	5. (自動機利用手数料等)	～ (中略) ～ (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、 <u>当座小切手の振出し</u> 、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。 (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、 <u>当座小切手の振出し</u> 、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の振込手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。	～ (中略) ～ (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、 <u>(追加)</u> 通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。 (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、 <u>(追加)</u> 通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の振込手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。
5	16. (規定の適用)	この規定に定めのない事項については、 <u>当金庫当座勘定規定</u> 、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。	この規定に定めのない事項については、当金庫、 <u>(追加)</u> 普通預金規定および振込規定により取扱います。